

## ○標準保稅証券約条（冷蔵倉庫）

この証券所持人は、次の条項を約諾したものとする。

### （免責事項）

第一条 次に掲げる損害については、当社は、その責任を負わない。

- 一 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害
- 二 不可抗力による火災によって生じた損害
- 三 税関が行う検査、収容その他の措置によって生じた損害及び税関による収容後に生じた損害
- 四 当社が第五条の規定により契約を解除し、又は第六条の規定により適宜の処置をしたことにより生じた損害
- 五 契約の解除又は保管期間満了後に当社が行う引取請求に定めた期限経過後において当該貨物について生じた損害
- 六 その他当社又はその使用人の故意又は重大な過失に起因しない損害

### （内容不検査の場合の免責）

第二条 受寄物の内容を検査しない旨を証券面に表示し、かつ、受寄物の内容を検査しないときには、当社は、受寄物の内容と証券面の記載との不一致については、責任を負わない。

### （挙証責任）

第三条 受寄物に関して損害の賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

### （損害賠償額の算定）

第四条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは発見当時の時価により、損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

2 前項以外の損害に対する当社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

(契約の解除)

第五条 当社は、受寄物が当社の寄託の引受けの拒絶事由に該当することが明らかになったとき、若しくは受寄物の価額が保管料その他の費用に満たなくなったとき、又は寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したときは契約を解除することができる。

(保管不適貨物の処置)

第六条 当社は、受寄物の保管を継続することができなくなった場合において、証券所持人が適宜の処置をしないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、税関に対する所定の手続きを行い、証券所持人の費用で受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

(引取りのない受寄物の処置)

第七条 証券所持人が保管期間満了の際に引取り又は期間更新の手続きをしないときは、当社は、税関に対する所定の手続きを行い、当社の冷蔵倉庫寄託約款第三十四条から第三十六条までの規定により、受寄物を供託若しくは競売し、又は任意に売却することができる。

(保管期間の制限)

第八条 保管期間は、法定蔵置期間を超えて更新することができない。

(証券の提出義務)

第九条 証券所持人は、寄託物の輸入手続きを完了したとき又は寄託物が税関に收容されたときは、遅滞なく、この証券を当社に提出しなければならない。

(料金の支払義務)

第十条 証券所持人は、倉庫保管料、倉庫荷役料、手数料、立替金その他寄託物に関する費用を当社の定めた日又は保管期間満了の日までに支払うものとし、その支払いを怠ったときは、年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

2 証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当社へ支払わなければならない。

一 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

二 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき

三 自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき

四 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき

五 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。

六 合併によらないで解散したとき。

七 本約条又は当会社の冷蔵倉庫寄託約款の規定に著しく違反したとき（本約条又は当会社の冷蔵倉庫寄託約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。

八 寄託物を全量出庫しようとするとき。

3 寄託者又は証券所持人は、証券の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が国土交通大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

（料金の変更）

第十一条 当会社は、料金を変更した時は、証券面記載の金額にかかわらず、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（火災保険）

第十二条 受寄物の火災保険に関する事項は、全て当会社と保険者との特約による。

（保険者の変更）

第十三条 当会社は、証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。

（引渡しによる責任の消滅）

第十四条 当会社は、証券所持人（証券所持人の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。

（通知及び催告）

第十五条 当会社の証券所持人に対する通知又は催告は、当該証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（倉庫寄託約款の適用）

第十六条 前各条に定めのない事項については、当会社の冷蔵倉庫寄託約款及びその特約条項による